

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ. 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－４ 少額短期保険募集人の登録事務 少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(１) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>①～⑧ [略]</p> <p>⑨ 登録申請書の添付書類 登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する書類が添付されているか。</p> <p>ア.～オ. [略]</p> <p>カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。 (ア)・(イ) [略]</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ. 少額短期保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－４ 少額短期保険募集人の登録事務 少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(１) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>①～⑧ [略]</p> <p>⑨ 登録申請書の添付書類 登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する書類が添付されているか。</p> <p>ア.～オ. [略]</p> <p>カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。 (ア)・(イ) [略]</p>

改正後	現行
<p>(ウ) 有効期限内の次の書類の写し <u>運転免許証、健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書(令和7年12月1日までに限り健康保険証を含む)</u>、福祉手帳(精神障がい者保健福祉手帳、身体障がい者手帳、療育手帳等)、年金手帳、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又はマイナンバーカード</p> <p>(注)定款等は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</p> <p>キ. [略]</p> <p>(2) ~ (10) [略]</p>	<p>(ウ) 有効期限内の次の書類の写し 運転免許証、健康保険証、福祉手帳(精神障がい者保健福祉手帳、身体障がい者手帳、療育手帳等)、年金手帳、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又はマイナンバーカード</p> <p>(注)定款等は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</p> <p>キ. [略]</p> <p>(2) ~ (10) [略]</p>